

## 計画策定の背景

「日本の将来推計人口」によると少子化の主たる要因は、従来から言われていた「晩婚化」に加え、「夫婦の出生率の低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは少子化は今後一層進行すると予想されています。

このため国は、少子化対策として従来のエンゼルプランに加え、平成14年9月「少子化対策プラスワン」を取りまとめました。「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、国・地方公共団体・企業が一体となって「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取組を進めることとなりました。

平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体及び300人を超える企業に、子育てしやすい環境をつくるための次世代育成支援行動計画を策定することが義務付けられました。

福生市でも、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるよう各施策のより一層の充実を図ることを目的として、「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

## 次世代育成支援行動計画における施策

### (1) 家庭・地域における子育ての支援

#### 【施策の方向】

核家族化や共働き世帯の増加により保護者が不安や悩みを抱えてしまうことがあります。その不安を解消し、子どもを安心して育てることができるよう支援します。

また、子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために地域の支援が必要です。

#### 【重点事業】

##### 1 子ども家庭支援センターの設置

#### 【事業内容等】

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
1	子ども家庭支援センターの設置	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを設置する。	地域の児童館等で既に実施している子育て支援事業等を考慮し、市民のニーズにあった施設の設置を検討し、整備する。	1箇所設置	先駆型1箇所 総合延件数 2,654件 子ども応援館への移転にあたり、条例等整備	先駆型1箇所 子ども応援館へ移転し開所日を週6日とし、総合相談業務の充実を図る。
2	学童クラブの充実	小学校4年生までを対象に市内8箇所で放課後対策として、学童クラブを実施している。	待機児をなくし、障害児の受入体制を充実する方向で学童クラブのあり方を見直す。	8箇所 定員 395人	10箇所 受入可能児童数570人 待機児0	10箇所 受入可能児童数570人 待機児0
3	保育計画の作成	待機児童ゼロと多様な保育ニーズに対応するため、保育計画を作成する。	計画的な定員の見直しと施設整備、市民ニーズに対応した保育を実施する。	公立保育園 民営化計画 作成	検討	福生保育園 民営化
4	認可保育所による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育に欠ける場合、保護者の申込みにより保育を実施する。	保護者の就労状況等に応じた保育サービスの充実を図る。	12箇所 定員1,175人	12箇所 定員1,175人	12箇所 定員1,175人
5	女性悩みごと相談	羽村市と共同で、女性の家庭や職場での悩み、生き方についての悩みなどに対する相談を実施する。	市民へのPRに努め、関係機関と連携し、女性の悩みごと解決を支援する。	羽村市と共同で実施	羽村市と共同で実施	継続して実施する。
6	産後支援ヘルパーの実施	ヘルパーが産後の家庭を訪問し、生活の支援を行う。	的確なニーズの把握に努め、実施する。		育児支援訪問事業として実施 31件	継続して実施する。
7	訪問型一時保育の実施	保護者が傷病等により、児童を家庭で看護できない場合、一時的に家庭を訪問して保育を実施する。	的確なニーズの把握に努め、実施する。			検討
8	民間有償家庭支援事業の充実	保育園や幼稚園への児童の送迎、乳幼児の一時預かり等を行う民間有償家庭支援事業の充実を図る。	支援方法を検討し、事業の充実を支援する。			検討
9	ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間(7日以内)児童をあずかる事業を実施する。	的確なニーズの把握に努め、実施する。	検討	東京恵明学園に委託 14件	継続して実施する。

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
10	子育てサポーター制度の実施	子育てに対する悩みや不安がある保護者に対して、相談やアドバイスをを行う子育てサポーター制度を実施する。	ボランティアの確保を図り、制度の実施に努める。	民生児童委員による子育てサロンを実施	子育てひろば、子育てサロンの実績を通じ検討	子育てひろば、子育てサロンの実績を通じ検討
11	地域子育て支援ネットワークの構築	地域住民や教育機関、保育機関、民生児童委員、ボランティア、その他民間事業者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築する。	子育て支援協議会、連絡会等を設置する。		保育団体連絡会で研修会実施	保育団体連絡会の充実
12	保護者(親子)対象子育て支援事業	児童の保護者に交流の機会を提供し、子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消を図る。	事業内容の充実を図る。	児童館3館 17回	児童館3館 15事業 192回	事業の充実
13	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	日常生活を営むのに著しく支障がある義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣する。	制度の周知を図るとともに、利用の促進を図る。	28世帯	23世帯	継続して実施する。
14	ひとり親家庭の就業支援	ひとり親家庭の経済的自立へ向け、就業を支援する。	情報の提供、相談の強化等支援体制の強化を図る。	検討	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 1件 母子家庭高齢者、障害者等技能訓練促進事業 1件	継続して支援する。
15	ひとり親家庭休養ホーム利用助成	東京都ひとり親家庭休養ホーム事業(宿泊助成)を利用したひとり親家庭に対して宿泊費用の一部を助成する。	制度の周知を図るとともに、利用を勧奨する。	10世帯	東京都ひとり親家庭休養ホーム事業の廃止に伴い廃止	
16	特別児童扶養手当	20歳未満で、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護又は養育している父母又は養育者に対し手当を支給する。(国)	対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。	受給者72人	受給者68人	継続して実施する。
17	児童育成手当	18歳に到達した年度末までの児童を育成しているひとり親家庭の父母(父又は母に重度の障害がある場合を含む。)又は養育者に手当を支給する。	対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。	受給児童 1,307人	受給児童 1,242人	継続して実施する。
18	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の母(父に重度の障害がある場合を含む。)又は養育者に手当を支給する。(国)	対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。	受給者617人	受給者611人	継続して実施する。
19	児童手当	義務教育就学前の児童を養育している者に対し、手当を支給する。(平成16年度から小学3年生まで対象を広げる。)(国)	対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。	受給児童 4,128人	受給児童 5,427人	継続して実施する。
20	子育て支援情報の充実	子育てに関する情報を集約したホームページを開設し、児童の保護者に提供する。	ホームページの充実を図り、保護者への情報提供を強化する。	ホームページの実施 広報による提供	ホームページの実施 広報による提供	継続して実施する。
21	地域での母子等の居場所づくり	子育て中の保護者の悩みや不安の解消、閉じこもり、児童虐待予防等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進める。	小学校区ごとに1箇所ずつ設置する。	子育てサロン 5箇所	子育てサロン 6箇所 子育て広場 児童館3箇所 保育園1箇所	子育てサロン6箇所 子育て広場 児童館3箇所 保育園1箇所

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
22	地域での体験活動の促進	地域での体験活動を行っている団体等の活動を促進する。	青少年育成地区委員会、その他団体等への支援を充実する。	青少年育成地区委員長会実施事業への支援 輝きフェスティバル 軽スポーツ &とん汁会 夜間パトロール実施	33の青少年育成地区委員長会へ支援 輝き市民サポートセンターの充実	継続して実施する。
23	性に関する正しい知識の普及、啓発	結婚、妊娠、分娩、育児に関する認識を積み重ね、母性機能の発達に障害を及ぼす疾病又はその原因となる行為、習慣などを防止するため、学校、生涯学習等で性に関する正しい知識の普及、啓発に努める。	指導内容、方法等に配慮し、適切な学習指導を行う。	学習指導要領に基づいて10校で実施	学習指導要領に基づいて10校で実施	学習指導要領に基づいて10校で実施
24	児童を対象とした学習講座の充実	児童を対象とした学習講座、行事等の充実を図る。	多くの児童が参加できるよう、年齢等に配慮した講座内容の充実を図る。	充実に努める	6コース 31回実施	4コース実施する。
25	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の充実	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、行事等の充実を図る。	子育てや女性の悩みなど、現状における課題解決に向けた講座内容の充実を図る。	充実に努める	10コース1 26回実施	7コース実施する。
26	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	事業の充実及び実施を要望していく。	4園実施	4園実施	4園実施

## (2) 母と子の健康を守り増進する

### 【施策の方向】

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実することにより、すべての子どもの発達を保障し、その健全な成長を促進します。また、日々の生活の中で規則正しい食習慣を身につけ、健康で元気にすごせるようになる力をつけるよう食育を推進します。

### 【重点事業】

- 1 母子健康相談
- 2 子ども相談
- 3 乳幼児健康診査

### 【事業内容等】

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
1	母子健康手帳交付時面接	母子健康手帳交付時に妊産婦の個々のケースに応じた相談指導を実施する。	個々のケースに対応し、継続した相談や、事業の利用ができるよう指導する。	相談者 560人	相談者 563人	継続して実施する。
2	子ども相談	乳幼児健康診査時に心理相談を実施する。	指導内容の充実に努める。	24回	24回	継続して実施する。

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
3	乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見、早期治療を目指し、乳幼児健康診査を実施する。	健康診査の受診率の向上、保健指導の内容の充実を図る。	受診率 86.1%	受診率 86.1%	継続して実施する。
4	病後児保育の実施	保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施する。	的確なニーズの把握に努め、実施する。	検討	1箇所	1箇所
5	病児保育の実施	保育所に通所している病気の児童を対象に病院等で一時的に保育を実施する。	的確なニーズの把握に努め、分析し、実施を検討する。	検討	検討	検討
6	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における預かり保育の充実を図る。	事業の充実に向け、連携、協力を図る。		4園実施	4園実施
7	病後児保育派遣型の実施	保育所に通所している病気の回復期の児童を、その居宅において一時的にあずかる。	的確なニーズの把握に努め、実施する。		検討	検討
8	母子保健連絡協議会の運営	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図る。	連絡協議会を充実し、地域全体で母子保健の向上を図る。		年2回開催	継続して実施する。
9	母子健康手帳の活用	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果等を記載し、後の保健指導等の参考とする。	母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の受診と活用を勧奨する。	相談者 560人	相談者 563人	継続して実施する。
10	妊産婦健康診査	妊産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目指し、妊婦健康診査を実施する。	母子健康手帳交付時に受診を勧奨する。	受診率 93.4%	受診率 93.5%	継続して実施する。
11	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施する。	内容の充実に努める。	受診者58人	受診者53人	継続して実施する。
12	マタニティークラス	妊産婦を対象に母親学級を開催し、相談指導を行う。	内容の充実に努める。	4日制×6回	パパママクラスとして5日制×6回（内2日間土曜開催）実施	継続して実施する。
13	プレファミリーークラス	妊産婦及び配偶者等を対象に相談指導を行う。	母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図る。	1日制×6回	1日制×6回実施	継続して実施する。
14	妊産婦等訪問保健指導	妊産婦、乳幼児の保護者の家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。	指導内容の充実に努める。	211回	411回	継続して実施する。
15	妊産婦新生児訪問	第一子出産のケースを中心に妊産婦、新生児の保護者の家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。	指導内容の充実に努める。	訪問率37.2%	訪問率74.9%	継続して実施する。
16	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施する。	疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行う。	12回	12回	継続して実施する。
17	乳幼児発達健康診査	発達が遅れている乳幼児を対象に健康診査を実施する。	疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行う。	12回	12回	継続して実施する。
18	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、予防処置、歯科健康教育、保健指導を行う。	適切な指導により、虫歯の罹患率を下げる。	虫歯の罹患率 28.9%	虫歯の罹患率 28.1%	継続して実施する。
19	子育て教室	乳児の保護者を対象に子育て教室を開催し、相談指導を行う。	指導内容の充実に努める。	12回	12回	継続して実施する。
20	離乳食教室	離乳食（作り方、進め方）教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導する。	指導内容の充実に努める。	12回	12回	継続して実施する。

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
21	育児相談	乳幼児の保護者を対象に育児相談を実施する。	指導内容の充実に努める。	22回	21回	継続して実施する。
22	食に関する学習	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に児童の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、また幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図る。	マタニティークラス、離乳食教室、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導を実施する。	継続して実施	継続して実施	継続して実施する。
23	予防接種	乳幼児・児童生徒を対象に3種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎等の予防接種を実施する。	安全な事業の実施に努めるとともに、関係機関と連携し、感染症の流行時等における対策を講じる。	接種者延 5,600人	接種者延 5,741人	継続して実施する。
24	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実に図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請する。	関係機関への要請に努める。	継続	継続	継続して実施する。
25	体育館託児付き事業	リズム体操、ステップ台、バランスボール等を使用し、ストレス発散及び健康増進を図る。	子育て中の母親に対して子どもを託児することで、スポーツする機会を設け、体力向上及び健康増進を図るとともに子育て支援を推進していく。	24回実施	48回実施	48回

### （3）子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり

#### 【施策の方向】

次代を担う子どもたちの個性を尊重し、豊かな可能性を引き出し、社会性や主体性に富む子どもを育成することが重要です。家庭はすべての教育の出発点であり、子どもの人間形成に大きな役割を果たしています。家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実に努めます。

また、家庭内における児童虐待、学校におけるいじめ等の早期発見に努め、関係機関をはじめ地域が連携をして適切な対応が図れるよう体制の整備に努めます。

#### 【重点事業】

- 1 子どもの居場所づくり
- 2 子ども家庭支援センターの設置
- 3 世代間交流の促進
- 4 児童生徒のボランティア活動の促進
- 5 次代の親を育成するための教育・啓発の推進
- 6 児童の健全育成対策の充実

#### 【事業内容等】

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
1	子どもの居場所づくり	児童館、公民館などを活用し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進める。	地域における年齢に応じた子どもたちの役割を工夫し、青少年が誇りと喜びをもって参加する居場所づくりを検討する。		ふっさっ子の広場を、新規に第三・第五・第七小学校に開設し、市内4小学校にて実施	ふっさっ子の広場を新規に、第一・第二・第四小学校に開設し、市内全7小学校にて実施

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
2	児童生徒のボランティア活動の促進	学校教育での福祉教育の充実を図るとともに、特別活動等を通して、校舎内外の美化活動、老人ホーム等への慰問活動等を推進する。	市立小中学校全校児童生徒のボランティア活動への参加を促進する。	10校実施	10校実施	10校実施
3	次代の親を育成するための教育・啓発の推進	中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、次世代の親になるための教育、啓発を推進する。	市の子育て支援事業の見学や保育所、乳児院への訪問などを通して、中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、親の役割などについて学習する。		検討	検討
4	児童の健全育成対策の充実	家庭、地域住民、青少年育成地区委員会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携、強化により、児童の健全育成対策の充実に努める。	輝きフェスティバル等の行事への支援、夜間パトロールの実施などを支援する。	青少年育成地区委員長会実施事業への支援：輝きフェスティバル参加者15,000人 軽スポーツ&とん汁会参加者2,000人 夜間パトロール8月26日実施	青少年育成地区委員長会実施事業への支援：輝きフェスティバル参加者15,000人 軽スポーツ&とん汁会(雨天のため中止) 夜間パトロール8月30日実施	継続して実施する。
5	障害児保育の充実	中程度の障害児保育を充実する。	事業の充実を図る。	年19人	30人	30人
6	保育園の園庭開放	日時等を指定し、園庭を地域の子どもたちの交流の場として開放する。	園庭の開放を促進する。実施に際しては、不審者の侵入等に万全の配慮をする。	7園実施	11園実施	12園実施
7	つどいの広場設置	広く異なる年齢層が集い、創意工夫を生かした遊びや体験学習などができる広場を日時と場所を設定して定期的実施する。	社会福祉協議会、青少年育成地区委員会、町会・自治会、老人クラブ、ボランティアなどと協働し、実施する。	輝きフェスティバル、軽スポーツ&とん汁大会の実施	輝きフェスティバル、軽スポーツ&とん汁大会の実施	継続して実施する。
8	子育てひろば事業	保護者からの子育て相談、子ども自身からの相談に応じる。	市民の情報提供に努め、サービス利用を促進するとともに、支援ネットワークの中で相談体制を充実する。	4箇所	4箇所	4箇所
9	幼児対象子育て支援事業	幼児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、母親同士の交流を図り、親子が共に成長できることを目的とする。	事業内容の充実を図る。	児童館3館 ちびっこ75回 ひろば(低年齢) 123回	児童館3館 ひろば事業 10事業 196回	事業の充実
10	小学生以上対象子育て支援事業	工作や料理、遊びなどを通して、児童に様々な体験をできる機会を提供するとともに、集団での活動の楽しさも知ってもらう。	事業内容の充実を図る。	児童館3館 443回	児童館3館 776回	事業の充実
11	児童館一般行事	年間を通して、季節ごとの節目となる行事を行う。	事業内容の充実を図る。	児童館3館 32回	児童館3館 16回	事業の充実
12	児童館合同事業	市内3館の児童館が合同して事業を行い、児童の交流を促進する。	事業内容の充実を図る。	12回	3回	事業の充実
13	鑑賞事業	子供たちに生の演劇や優れた映画等に親しむ機会を提供し、豊かな情操をはぐくんでいく。	事業内容の充実を図る。	児童館3館 5回	武蔵野台児童館 2回	事業の充実

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
14	幼稚園の教育環境等の整備	教育活動・教育環境の充実を図る。	事業の充実を要望していく。	4園支援	4園支援	4園支援
15	幼稚園と小学校との連携	幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築する。	連携体制を図るよう要望していく。	4園支援	4園支援	4園支援
16	児童館の充実	地域の子どものための「遊びの場」、「交流の場」として、児童館機能の充実を図る。	中学生、高校生をはじめ、市民のボランティアによる指導補助を検討し、実施する。	3箇所	じどうかんまつり・地域懇談会等の実施	継続して実施する。
17	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実等に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進する。	地域における児童育成支援の拠点として役割を果たすよう、機能やプログラムの充実を図る。	子育て支援事業延利用者 1,755人	幼児・保護者参加事業延利用者 3,312人	事業の充実
18	被害児童カウンセリング	暴力等の被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、カウンセリングを実施する。	関係機関と連携し、支援体制の整備に努める。	関係機関の連携体制により実施	教育相談、児童相談所、保健所等の相談等を活用し、心のケアに努めた。	継続して実施する。
19	児童虐待防止のネットワークづくり	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進める。	児童とその家族を含めた相談体制の整備と医療機関、保育園、幼稚園、学校等との連絡体制の強化を図る。	関係機関連絡会の随時開催	要保護児童対策地域協議会を活用し、連携の強化を図った。	継続して実施する。
20	児童虐待防止マニュアル作成	児童虐待への対応マニュアル、ポスター等を作成する。	対応マニュアル、ポスター等を作成し、配布する。	リーフレットの作成	児童虐待防止マニュアル関係機関用を作成し配布した。	市民向けの児童虐待等防止のリーフレットを作成予定。
21	学校教育相談室の充実	不登校等生徒の心の問題解決のため、学校教育相談室(心の教室・カウンセリングルーム)の相談体制等の充実を図る。	学校教育相談室の相談員等相談体制充実を図る。全中学校での、相談員(都嘱託員)及びスクールカウンセラー(都派遣)の恒常的配置を図る。	3校 適応指導教室開設	スクールカウンセラーは中学校3校、小学校2校に配置。「問題を抱える子ども等の自立支援事業」は5人で小中学校を巡回。	スクールカウンセラーは中学校3校、小学校2校に配置。生活指導推進員を各小学校に配置。登校支援員を中学校3校、小学校2校に配置。
22	親子等による体験学習教室の開催	親子等での参加によるものづくりなどの体験学習教室を開催し、児童の情操をはぐくむ。	体験学習教室を定期的に開催する。	充実に努める	5コース 23回実施	2コース実施する。
23	子どもグループでの遊び	幼児がグループで遊ぶ機会を設け、成長度、発達度等を観察し、適切な指導を行う。	指導内容の充実に努める。	12回	12回 保育士による指導追加	継続して実施する。
24	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ(輪)、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催する。	内容を充実し、楽しく参加できる教室を開催する。	72回	168回実施	90回 (36回)
25	小中学生スポーツ教室	運動に親しむ資質、能力を育成し、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを送れるようにするため、各種スポーツ教室を開催する。	スポーツの種類、内容等に配慮し、教室を開催する。	76回	158回実施	67回 (112回)
26	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭等を開放する。	事業の充実を要望していく。実施に際しては、不審者の侵入等に万全の配慮をお願いする。	4園	4園	4園



## (4) 子育てと仕事を両立できるまちづくり

### 【施策の方向】

子育てと仕事の両立が可能となるような多様なサービスの提供ができるよう努め、保護者の選択の幅を広げます。また、男女の区別なく子育てに参加できるよう意識の醸成に努めます。

### 【重点事業】

#### 1 保育の充実

### 【事業内容等】

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
1	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭等を開放する。	事業の充実を要望していく。実施に際しては、不審者の侵入等に万全の配慮をお願いする。	4園	4園	4園
2	保育の充実	乳児保育や延長保育、夜間保育、地域の子育て支援センターとしての機能など多様なニーズに対応した保育の充実を図る。	多様な福祉ニーズに対応し、認定子ども園を含む、保育の充実を努める。	12箇所	12箇所	12箇所
3	一時保育事業	保護者が傷病等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に保育を実施する。	市民への情報提供に努め、サービス利用を促進するとともに、受入れ体制を充実する。	保育園 12箇所 無認可2箇所	保育園12箇所	保育園12箇所
4	特定保育の実施	3歳未満児を対象に週に2～3日、午前か午後に限定し、保育を実施する。	的確なニーズの把握に努め、実施する。	-	検討	次世代行動計画策定の中で検討
5	低年齢児保育の充実	0歳児保育を充実する。	的確なニーズの把握に努め、分析し、実施する。	10箇所	10箇所	10箇所
6	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育を実施する。	的確なニーズの把握に努め、分析し、実施する。	1時間延長 12箇所	1時間延長 12箇所	1時間延長 12箇所
7	休日保育事業	保護者が休日での就労等により、児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日保育を実施する。	事業の充実を図る。	1箇所	1箇所	1箇所
8	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施する。	事業の充実を図る。	2箇所 定員 49人 延利用 307人	3箇所 定員 80人 延利用 793人	3箇所 定員 80人 延利用 793人
9	認可保育所における小学校低学年児童の受入れ	一時保育の場を活用し、小学校低学年児童を受け入れる。	学童保育の待機児数を考慮し、事業の実施に努める。	1園	1園	1園
10	保育室事業	未認可保育所を保育施設として活用し、保育を実施する。	事業の充実を図る。	2箇所 定員 40人	認証保育所に移行1箇所 廃止1箇所	
11	認可外保育所利用者補助事業	認可保育所と認可外保育所の保育料の差額を補助する。	事業の継続を図る。	年56人	74人	74人
12	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかる事業を実施する。	的確なニーズの把握に努め、分析し、実施を検討する。	検討	検討	次世代行動計画策定の中で検討

## (5) 子どもにやさしいまちづくり

### 【施策の方向】

子どもが明るく健やかに成長していくために、安心して外出できる地域づくりが必要です。子どもの権利を守り、事故や犯罪から子どもを守る安全で安心できるまちを目指します。

### 【重点事業】

- 1 安全安心なまちづくりの推進
- 2 子ども家庭支援センターの設置
- 3 小地域福祉活動推進への支援

### 【事業内容等】

No	事業名	事業内容	事業の進め方	現状 17年度	実績 20年度	目標 21年度
1	安全安心なまちづくりの推進	市民が安心して生活できる環境の整備を図る。	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的な施策の展開を図る。	20の町会・自治会、各学校によるパトロールの実施	27の町会・自治会によるパトロールの実施 小学校全校で児童登下校時の見守りを実施	継続して実施する。
2	子ども家庭支援センターの設置	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを設置する。	地域の児童館等で既に実施している子育て支援事業等を考慮し、市民のニーズにあった施設の設置を検討し、整備する。	1箇所設置	先駆型1箇所 総合延件数 2,654件 子ども応援館への移転にあたり、条例等整備	先駆型1箇所 子ども応援館へ移転し開所日を週6日とし、総合相談業務の充実を図る。
3	小地域福祉活動推進への支援	高齢者や障害者、児童等を対象とした地域での見守り活動、「ふれあいいいききサロン」、「子育てサロン」等地域の憩いの場づくり、交流の場づくりなど、社会福祉協議会が推進している小地域福祉活動を支援する。	活動地区の増と参加者の増を目指し、活動を支援する。	16 地区	19 地区	継続して実施する。
4	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「子ども110番」事業など、子どもを守るための活動を推進する。	関係団体の連携、強化による地域での活動の推進と地域住民、商店等での「子ども110番」事業の推進を図る。	継続	保険料 87,500円 登録者数 1,053人	継続して実施する。
5	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育園等での交通安全教育を推進する。	交通安全運動の充実、地域や学校・保育園等での交通安全教室の定期的な開催を図る。	実施中	実施	継続して実施する。